

「倒産」と「廃業」は、同じことではありません。

会社の終わりをめぐる言葉を、使い分ける

倒産・廃業・解散・清算。似ている言葉の違いが、選べる道の違いです。

言葉が違えば、社長に残るものも違います。

こんな場面はありませんか

「倒産」と「廃業」を同じ意味で使っている

どちらも法律の言葉ではありません

「解散」と「清算」の違いがわからない

この2つには決まった順番があります

「保証」と「連帯保証」を区別せずに話している

請求の来かたがまったく違います

専門家の説明が、言葉のところで頭に入ってこない

原因は理解力ではなく、言葉の定義です

自分がどの道の話をしているのか、わからなくなる

言葉が定まると、道筋も見えてきます

「倒産」は、法律の言葉ではありません。

この言葉は 01

倒産

法律に定義はありません。破産・民事再生・特別清算などの総称として使われる日常語です

手続きの名前ではありません

この言葉は 02

廃業

法律に定義はありません。事業をやめることを指す一般的な言い方です

手続きの名前ではありません

この言葉は 03

解散

会社法471条に6つの事由が定められています。株主総会の決議のほか、破産手続開始の決定も含まれます

会社法471条に定義があります

破産・民事再生・特別清算などをまとめて指す、日常の言い方です。法律にこの言葉の定義はありません。一方で「解散」は会社法に定義があり、破産手続開始の決定もその事由のひとつです。つまり倒産と解散は、並んだ別の言葉ではなく、重なっています。

解散した会社は、そのあと清算に入ります。

STEP 01

解散

株主総会の決議など、会社法471条の事由が生じます。この時点で会社はまだ残っています。

会社法471条

STEP 02

清算

債権を取り立て、債務を弁済し、残った財産を分配します。

会社法475条

STEP 03

清算終了

登記をして、会社が法律上なくなります。

登記で完了

保証と連帯保証では、請求の来かたが違います。

保証人

- ・「まず会社に催告してください」と言えます（民法452条）
- ・「会社に払える財産があり、執行も容易です」と証明できれば、先に会社の財産へ執行を求められます（民法453条）
- ・会社に請求が行くのが先になります

連帯保証人

- ・催告の抗弁を持ちません
- ・検索の抗弁も持ちません
- ・会社に請求する前でも、いきなり自分に請求が来ます（民法454条）
- ・「保証人になっただけ」ではありません

保証は、書面がなければ効力を生じません。

まず確かめること

保証書の写しが手元にあるか

誰が、いつ、何を保証したのか

極度額（上限）の記載があるか

—— 根保証には、法律上の歯止めがあります

極度額がなければ効力を生じない

個人が保証人になる根保証は、上限額を定めなければ効力を生じません（民法465条の2第2項）

期日の定めがなければ3年

借入や手形割引による債務を含む個人の根保証は、期日の定めがなければ締結から3年で元本が確定します（同465条の3第2項）

5年を超える定めは無効

5年を超える元本確定期日を定めても、その定めは効力を生じません（同1項）

根保証とは、今後生じる債務もまとめて保証する契約です。元本が確定するというだけで、保証そのものが消えるわけではありません。

保証契約は書面でしなければ効力を生じません（民法446条2項）。電子的な記録も書面とみなされます（同3項）。だからこそ、まず保証書の写しが手元にあるかを確かめることが、状況を把握する最初の一步になります。

破産・民事再生・特別清算は、目的が違います。

	何をするものか	根拠
破産	会社の財産を配当して、会社をなくします。解散の事由のひとつでもあります（会社法471条5号）	破産法1条
民事再生	債権者の多数の同意と裁判所の認可を受けた再生計画によって、事業または経済生活の再生をはかります	民事再生法1条
特別清算	すでに解散して清算中の会社に、清算の遂行に著しい支障があるとき、または債務超過の疑いがあるときに、裁判所が開始を命じます	会社法510条

事業譲渡と会社分割では、動くものが違います。

事業譲渡

- ・ 個々の資産・契約を選んで引き継ぎます
- ・ 事業の全部、または重要な一部を譲るときは、株主総会の決議による承認が必要です（会社法467条1項）
- ・ 「重要な一部」の目安は、譲り渡す資産の帳簿価額が総資産額の5分の1を超えるもの（同1項2号）
- ・ 商号を引き続き使う場合は、譲受会社も債務を弁済する責任を負います（会社法22条1項）

会社分割

- ・ 事業に関して有する権利義務を、まとめて承継させます
- ・ 承継先が既存の会社なら吸収分割（会社法2条29号）
- ・ 分割で新しく設立する会社なら新設分割（同30号）
- ・ 債務も動きうる点が、事業譲渡と違います

よく聞く言葉にも、法律用語でないものがあります。

法律に定義がある言葉

- ・ 解散（会社法471条）
- ・ 清算（会社法475条）
- ・ 特別清算（会社法510条）
- ・ 事業譲渡（会社法467条）
- ・ 吸収分割・新設分割（会社法2条29号・30号）
- ・ 保証・連帯保証・根保証（民法446条・454条・465条の2）

法律に定義がない言い方

- ・ 倒産
- ・ 廃業
- ・ 第二会社方式
- ・ 経営者保証
- ・ —— 出てきたら「それは具体的にどの手続きですか」と聞いて構いません

言葉が定まると、相談は早く進みます。

01

書類の言葉をそのまま

「保証」なのか「連帯保証」なのか。書いてあるとおりに読み上げていただければ十分です

02

極度額の記載を探す

根保証なら上限額が書かれているはずです。無ければ、それも情報になります

03

解散しているかどうか

登記がすでに動いているかどうかで、取れる道が変わります

04

わからない言葉はそのまま

意味を調べてからでなくて構いません。言われたままお聞かせください

言葉が変われば、社長に残るものが変わります。

この資料で確かめられるのは、「倒産」「廃業」が法律の言葉ではないこと、解散と清算には順番があること、連帯保証人には催告の抗弁も検索の抗弁もないこと、保証は書面がなければ成立しないこと、事業譲渡と会社分割では動くものが違うことです。

一方で、あなたの会社にどの手続きが適しているか、連帯保証が解除できるかどうか、個別の契約が有効かどうかは、この資料では決められません。会社の状況によって変わります。

出典について

本資料に記した条文は、すべてe-Gov法令検索（デジタル庁）で原文を確認しています。

言葉の意味がわかると、専門家の説明が届くようになります。

次の一歩へ

言葉がわからないまま、で構いません。

書類に書かれていることを、そのままお聞かせください。こちらで整理します。相談無料・秘密厳守です。03-5657-7496（平日9:00～19:00）へお電話ください。

相談無料・秘密厳守

03-5657-7496

平日 9:00～19:00 ／ 最短当日にご対応します

こんな状態でも、ご相談いただけます

- ・何を聞かれているのか分からない
- ・取引がすでに止まっている
- ・手元に費用を用意できない
- ・他社にすでに断られた